

2025 行政書士

科目別パーフェクト答練

憲法・基礎法学

解答・解説編

資格★合格クレール

問題番号		マルチパステキスト 憲法・基礎法学
問題 1	1	P 1 2
	2	P 1 3 8
	3	P 1 0、1 2 8
	4	P 1 2
	5	P 1 3
問題 2	1	P 3 1、3 2
	2	なし
	3	P 7 7、7 8
	4	P 7 5、7 6
	5	P 8 4、8 5
問題 3	1	P 1 7、1 8
	2	なし
	3	P 1 8
	4	P 1 8
	5	P 1 8、1 9
問題 4	1	P 2 3
	2	P 2 3
	3	なし
	4	P 2 4
	5	P 2 4
問題 5	ア	P 6 5
	イ	P 6 4
	ウ	P 6 6
	エ	P 6 2、6 3
	オ	P 6 2、6 3
問題 6	1	なし
	2	P 3 0、3 1
	3	P 2 8、2 9
	4	P 3 3
	5	P 3 2、3 3

問題番号		マルチパステキスト 憲法・基礎法学
問題7	ア	P 3 8
	イ	P 5 3、5 4
	ウ	P 4 9
	エ	P 4 1、4 2
	オ	なし
問題8	1	P 1 0 4
	2	なし
	3	P 1 0 6
	4	P 1 0 4、1 0 5
	5	P 1 0 1、1 0 2
問題9	ア	なし
	イ	なし
	ウ	なし
	エ	P 1 2 3
	オ	P 1 2 2
問題10	ア	P 1 2 6
	イ	P 1 2 6
	ウ	P 1 2 6
	エ	P 1 2 6
	オ	P 1 2 7
問題11	1	なし
	2	なし
	3	なし
	4	P 8 7
	5	P 8 7
問題12	ア	なし
	イ	P 1 2 9
	ウ	なし
	エ	P 1 2 9
	オ	なし
問題13	1	P 1 4 6、1 4 7
	2	P 1 4 5
	3	P 1 6 1
	4	P 1 6 1
	5	P 1 6 1

問題番号		マルチパステキスト 憲法・基礎法学
問題14	1	P 1 6 2
	2	P 1 5 5
	3	P 1 5 8
	4	P 1 5 4
	5	P 1 4 9
問題15	1	P 1 6 6
	2	P 1 7 2、1 7 3
	3	P 1 4 9
	4	P 1 7 3
	5	P 1 6 8
問題16	1	P 1 8 7
	2	P 1 9 0
	3	P 1 8 8
	4	P 1 8 8
	5	P 1 8 6
問題17	1	P 1 9 6
	2	P 1 9 9
	3	P 2 0 0、2 0 1
	4	P 2 0 1
	5	P 2 0 1
問題18	ア	なし
	イ	なし
	ウ	なし
	エ	なし
問題19	ア	P 2 3 4
	イ	P 2 3 4
	ウ	P 2 3 4
	エ	P 2 3 4
	オ	P 2 3 4
問題20	1	P 2 2 8
	2	P 2 2 7
	3	P 2 2 8
	4	P 2 2 2、2 2 6
	5	P 2 2 9

解 答 一 覧

問題 1	問題 2	問題 3	問題 4	問題 5
3	5	1	4	1
問題 6	問題 7	問題 8	問題 9	問題 10
5	1	4	3	5
問題 11	問題 12	問題 13	問題 14	問題 15
2	2	3	3	4
問題 16	問題 17	問題 18	問題 19	問題 20
4	3	下記	2	4

問題 18

ア	イ	ウ	エ
5	16	10	3

＜憲法 5肢択一式＞

問題1 正解3

- 1 1 誤り。普通地方公共団体が上記のような管理職の任用制度を構築した上で、日本国民である職員に限って管理職に昇任することができることとする措置を執ることは、合理的な理由に基づいて日本国民である職員と在留外国人である職員とを区別するものであり、上記の措置は、労働基準法3条にも、憲法14条1項にも違反するものではないと解するのが相当である（最判平17.1.26）。
- 2 誤り。憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべきであり（最判昭53.10.4）、裁判を受ける権利はその性質上、日本国民のみを対象としたものではない。
- 3 正しい。外国人の社会保障が問題となった事件で最高裁は、「社会保障上の施策における在留外国人の処遇に関して、国は、特別の条約の存しない限り、その政治的判断によりこれを決定することができるのであり、その限られた財源の下で福祉的給付を行うに当たり、自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。」との前提に立って、障害福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することも、立法府の裁量の範囲内であるとの判断を下した（最判平元.3.2）。
- 4 誤り。会社は自然人たる国民と同様、国や政党の特定の政策を支持、推進し又は反対するなどの政治的行為をなす自由を有する。よって、会社は、公共の福祉に反しない限り、政治資金の寄付の自由を有する（最大判昭45.6.24）。
- 5 誤り。強制加入団体である税理士会が、政党などの政治資金規正法上の政治団体に金員を寄付するために、会員から特別会費を徴収する旨の決議をすることは、税理士会の目的の範囲外の行為を目的とするものとして無効である（最判平8.3.19）。

問題2 正解5

- 1 誤り。公立図書館の図書館職員が閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著作者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものといわなければならない。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された基本的人権であることにもかんがみると、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解するのが相当であり、公立図書館の図書館職員である公務員が、図書の廃棄について、基本的な職務上の義務に反し、著作者又は著作物に対する独断的な評価や個人的な好みによって不公正な取扱いをしたときは、当該図書の著作者の上記人格的利益を侵害するものとして国家賠償法上違法となるというべきである（最判平17.7.14）。
- 2 誤り。そして、このことに加え、放送法4条1項自体をみても、放送をした事項が真実でないことが放送事業者に判明したときに訂正放送等を行うことを義務付けているだけであって、訂正放送等に関する裁判所の関与を規定していないこと、同項所定の義務違反について罰則が定められていること等を併せ考えると、同項は、真実でない事項の放送がされた場合において、放送内容の真実性の保障及び他からの干渉を排除することによる表現の自由の確保の観点から、放送事業者に対し、自律的に訂正放送等を行うことを国民全体に対する公法上の義務として定めたものであって、被害者に対して訂正放送等を求める私法上の請求権を付与する趣旨の規定ではないと解するのが相当である（最判平16.11.25）。
- 3 誤り。ところで、法律は一般国民の証言義務を原則としているが、その証言義務が免除される場合を例外的に認めているのである……。そして、一般国民の証言義務は国民の重大な

- 義務である点に鑑み、証言拒絶権を認められる場合は極めて例外に属するのであり、また制限的である。従つて、前示例外規定は限定的列挙であつて、これを他の場合に類推適用すべきものでないことは勿論である。新聞記者に取材源につき証言拒絶権を認めるか否かは立法政策上考慮の余地のある問題であり、新聞記者に証言拒絶権を認めた立法例もあるのであるが、わが現行刑法は新聞記者を証言拒絶権あるものとして列挙していないのであるから、刑訴一四九条に列挙する医師等と比較して新聞記者に右規定を類推適用することのできないことはいうまでもないところである。それゆえ、わが現行刑法は勿論旧刑法においても、新聞記者に証言拒絶権を与えなかつたものであることは解釈上疑を容れないところである（最判昭27.8.6）。
- 4 誤り。日本放送協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者に対しその放送の受信についての契約の締結を強制する旨を定めた放送法64条の規定が憲法13条、21条、29条に違反しないかが問題となった事件で最高裁は、放送法64条1項は、同法に定められた原告の目的にかなう適正・公平な受信料徴収のために必要な内容の受信契約の締結を強制する旨を定めたものとして、憲法13条、21条、29条に違反するものではないとの判断を下した（最判平29.12.6）。
- 5 正しい。仮処分による事前差止めは、表現物の内容の網羅的一般的な審査に基づく事前規制が行政機関によりそれ自体を目的として行われる場合とは異なり、個別的な私人間の紛争について、司法裁判所により、当事者の申請に基づき差止請求権等の私法上の被保全権利の存否、保全の必要性の有無を審理判断して発せられるものであつて、右判示にいう「検閲」には当たらないものというべきである（最判昭61.6.11）。

問題3 正解1

- 1 妥当である。監獄内の規律及び秩序の維持のためにこれら被拘禁者の新聞紙、図書等の閲読の自由を制限する場合においても、それは、右の目的を達するために真に必要と認められる限度にとどめられるべきものである。したがつて、右の制限が許されるためには、当該閲読を許すことにより右の規律及び秩序が害される一般的、抽象的なおそれがあるというだけでは足りず、被拘禁者の性向、行状、監獄内の管理、保安の状況、当該新聞紙、図書等の内容その他の具体的事情のもとにおいて、その閲読を許すことにより監獄内の規律及び秩序の維持上放置することのできない程度の障害が生ずる相当の蓋然性があると認められることが必要であり、かつ、その場合においても、右の制限の程度は、右の障害発生の防止のために必要かつ合理的な範囲にとどまるべきものと解するのが相当である（最判昭58.6.22）。このように刑事施設長による新聞閲読の制限の合憲性判定基準について最高裁は、右閲読を許すことで監獄内の秩序が害される相当の蓋然性が発生するか否かで判断しているものであり、「より制限的でない他の選び得る手段があるか」という基準を採用しているわけではない。
- 2 妥当でない。旧監獄法の規定は、被勾留者と外部との接見を原則許すとしているのだから、年少者との接見を原則禁止するとしている施行規則は、同法の委任の範囲を越え無効といえる（最判平3.7.9）。
- 3 妥当でない。公務員の政治的中立性を損うおそれのある行動類型に属する政治的行為を、これに内包される意見表明そのものの制約をねらいとしてではなく、その行動のもたらす弊害の防止をねらいとして禁止するときは、同時にそれにより意見表明の自由が制約されることにはなるが、それは、単に行動の禁止に伴う限度での間接的、付随的な制約に過ぎず、かつ、国家公務員法102条1項及び規則の定める行動類型以外の行為により意見を表明する自由までも制約するものではない（最判昭49.11.6）。つまり、公務員の政治的中立性を損なうおそれのある政治的行為を禁止しているのは、意思表示そのものの制約をねらつたものではなく、その行動のもたらす弊害を防止するためなのである。
- 4 妥当でない。国家公務員法102条第1項の規定は、国家公務員に禁止される政治的行為の具体

的定めを人事院規則に委任しているが、右委任は憲法の許容する委任の限度を超えないというのが判例の立場である。「右条項は、それが同法 82 条による懲戒処分及び同法 110 条 1 項 19 号による刑罰の対象となる政治的行為の定めを一様に委任するものであるからといつて、そのことの故に、憲法の許容する委任の限度を超えることになるものではない。」(最判昭 49. 11. 6)。

- 5 妥当でない。国家公務員法 102 条 1 項で禁止の対象とされるものは、公務員の職務の遂行の政治的中立性を損なうおそれが実質的に認められる政治的行為に限られるというのが判例の立場である (最判平 24. 12. 7)。

問題 4 正解 4

- 1 誤り。大学は、国公立であると私立であるとを問わず、学生の教育と学術の研究を目的とする公共的な施設であり、法律に格別の規定がない場合でも、その設置目的を達成するために必要な事項を学則等により一方的に制定し、これによって在学する学生を規律する包括的権能を有するものと解すべきである。なお、学校当局の有する右の包括的権能は無制限なものではありえず、在学関係設定の目的と関連し、かつ、その内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲においてのみ是認されるものである点にも注意(最判昭 49. 7. 19)。
- 2 誤り。民間企業が労働者の採否決定の際に、労働者の思想・信条を調査し、そのためにその者からこれに関する事項について申告を求める行為は違法ではないというのが判例の立場である (最大判昭 48. 12. 12)。
- 3 誤り。各世帯の代表者にのみ入会権者の地位を認めるという慣習は、不合理とはいえないので、本件慣習のうち世帯主要件は公序良俗に反するものではない。よって、問題文前半部分は正しい。しかし、本件慣習のうち、男子孫要件は、専ら女子であることのみを理由として女子を男子と差別したものであるべきであり、遅くとも本件で補償金の請求がされている平成 4 年以降においては、性別のみによる不合理な差別として民法 90 条の規定により無効である (最判平 18. 3. 17)。よって、問題文後半部分が誤り。
- 4 正しい。国が私人と対等の立場で締結する私法上の契約は、その成立の経緯及び内容において実質的にみて公権力の発動たる行為とならば変わりが無いといえるような特段の事情がない限り、憲法 9 条の規定が直接適用されることはないとして、自衛隊基地建設目的での土地売買契約には右特段の事情は認められないので、右契約に憲法 9 条の規定は直接適用されないというのが判例の立場である (最判平元. 6. 20)。
- 5 誤り。本件売買契約が締結された昭和 33 年当時、私法的な価値秩序のもとにおいては、自衛隊のために国と私人との間で、売買契約その他の私法上の契約を締結することは、社会的に許容されない反社会的な行為であるとの認識が、社会の一般的な観念として確立していたということではできない (最判平元. 6. 20)。よって、国と私人との本件土地売買契約は民法 90 条に違反するものではない。

問題 5 正解 1

- ア 妥当である。人が自己の信仰生活の静謐を他者の宗教上の行為によつて害されたとし、そのことに不快の感情を持ち、そのようなことがないよう望むことのあるのは、その心情として当然であるとしても、かかる宗教上の感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、かえつて相手方の信教の自由を妨げる結果となるに至ることは、見易いところである。以上より、静謐な宗教的環境の下で信仰生活を送るべき利益なるものは、これを直ちに法的利益として認めることができない (最大判昭 63. 6. 1)。
- イ 妥当でない。最高裁は、「わが憲法の前記政教分離規定の基礎となり、その解釈の指導原理となる政教分離原則は、国家が宗教的に中立であることを要求するものではある」として、政教

分離原則は国家が宗教的に中立であることを要求するものである旨示している（最大判昭52.7.13）。

- ウ 妥当である。市が連合町内会に対し市有地を無償で神社施設の敷地としての利用に供している行為は、市と本件神社ないし神道とのかかわり合いが、我が国の社会的、文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものとして、憲法89条の禁止する公の財産の利用提供に当たり、ひいては憲法20条1項後段の禁止する宗教団体に対する特権の付与にも該当すると解するのが相当である（最判平22.1.20）。
- エ 妥当でない。大量殺人を目的として計画的、組織的にサリンを生成した宗教法人について、宗教法人法81条1項に規定する解散命令は憲法20条1項に違反するかが問題となった事件で最高裁は、「法81条に規定する宗教法人の解散命令の制度は、前記のように、専ら宗教法人の世俗的側面を対象とし、かつ、専ら世俗的目的によるものであって、宗教団体や信者の精神的・宗教的側面に容かいする意図によるものではなく、その制度の目的も合理的であるということが出来る」との判断をしたうえで、結局、本件解散命令は憲法20条1項に違反しないとの判断を下した（最決平8.1.30）。
- オ 妥当でない。信仰上の理由により剣道実技の履修を拒否した市立高等専門学校の学生に対する原級留置処分及び退学処分は、考慮すべき事項を考慮しておらず、又は考慮された事実に対する評価が明白に合理性を欠き、その結果、社会観念上著しく妥当を欠く処分をしたものと評するほかはなく、本件各処分は、裁量権の範囲を超える違法なものとなるというのが判例の立場である（最判平8.3.8）。

以上より、妥当なものはアとウとなり、正解は1となる。

問題6 正解5

- 妥当でない。婚姻によって夫婦の一方が氏を改めることとなっている現行の規定は憲法13条に違反するか問題となった事件で最高裁は以下のように述べて、憲法13条に違反しないとした。「婚姻の際に「氏の変更を強制されない自由」が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。よって、婚姻によって夫婦の一方が氏を改めることとなっている現行民法の規定は、憲法13条に違反するものではない。」（最判平27.12.16）
- 妥当でない。「行政機関が住基ネットにより住民である被上告人らの本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということではできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された上記の自由を侵害するものではない（最判平20.3.6）。
- 妥当でない。指紋もプライバシーとして保護の対象となるというのが最高裁の立場である。すなわち、指紋はそれ自体では、個人の私生活や人格、思想、信条、良心等個人の内心に関する情報となるものではないが、性質上、万人不同性、終生不変性を持つので、採取された指紋の利用方法次第では、個人の私生活あるいはプライバシーが侵害される危険性があり、国家機関が正当な理由もなく指紋の押捺を強制することは、憲法13条の趣旨に反して許されない（最判平7.12.15）。
- 妥当でない。患者が、輸血を受けることは自己の宗教上の信念に反するとして、輸血を伴う医療行為を拒否するとの明確な意思を有している場合、このような意思決定をする権利は、人格権の一内容として尊重されなければならない（最判平12.2.29）。
- 妥当である。インターネット検索事業者に対し、自らの逮捕歴に関し検索結果として表示される情報の削除を求めることの可否が問題となった事件で、最高裁は、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない原告人のプライバシーに属する事実であるものではあるとの判断を下している。なお、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえないため、検索事業者に対し、当該URL

等情報を検索結果から削除することを求めることができないとの判断をくだした結論にも注意（最決平 29. 1. 31）。

問題7 正解1

- ア 妥当である。「しかし、右各法条は、国民に対し絶対的な平等を保障したのではなく、差別すべき合理的な理由なくして差別することを禁止している趣旨と解すべきであるから、事柄の性質に即応して合理的と認められる差別的取扱をすることは、なんら右各法条の否定するところではない」（最判昭 39. 5. 27）。
- イ 妥当である。「しかも、本件区別については・・・日本国民である父から出生後に認知されたにとどまる非嫡出子に対して、日本国籍の取得において著しく不利益な差別的取扱いを生じさせているといわざるを得ず、国籍取得の要件を定めるに当たって立法府に与えられた裁量権を考慮しても、この結果について、上記の立法目的との間において合理的関連性があるものということはもはやできない。」（最判平 20. 6. 4）。
- ウ 妥当でない。「地方公共団体の議会の議員の選挙に関し、当該地方公共団体の住民が選挙権行使の資格において平等に取り扱われるべきであるにとどまらず、その選挙権の内容、すなわち投票価値においても平等に取り扱われるべきであることは、憲法の要求するところであると解すべきであり、このことは当裁判所の判例（前掲 昭和 51 年 4 月 14 日大法廷判決）の趣旨とするところである」（最判昭 59. 5. 17）
- エ 妥当でない。前半部分は妥当である。「以上を総合すれば、遅くともAの相続が開始した平成 13 年 7 月当時においては、立法府の裁量権を考慮しても、嫡出子と嫡出でない子の法定相続分を区別する合理的な根拠は失われていたというべきである。したがって、本件規定は、遅くとも平成 13 年 7 月当時において、憲法 14 条 1 項に違反していたものというべきである」（裁決平 25. 9. 4）。一方、違憲とされた民法の規定に従ってなされた遺産分割の効力については、遡及的に無効とはしなかつたので、後半部分が誤っている。「本決定の違憲判断は、Aの相続の開始時から本決定までの間に開始された他の相続につき、本件規定を前提としてされた遺産の分割の審判その他の裁判、遺産の分割の協議その他の合意等により確定的なものとなった法律関係に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である」。
- オ 妥当でない。「本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではなく、本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということではできない。したがって、本件規定は、憲法 14 条 1 項に違反するものではない」（最判平 27. 12. 16）。
- 以上より、妥当なものはアとイとなり、正解は1となる。

問題8 正解4

- 1 誤り。一般に許可制は、単なる職業活動の内容及び態様に対する規制を超えて、狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するもので、職業の自由に対する強力な制限であるから、その合憲性を肯定し得るためには、原則として、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることを要するものというべきである（最判平 4. 12. 15）。
- 2 誤り。視覚障害者以外の者を対象とするあん摩マッサージ指圧師養成施設等の認定や定員の増加を承認しないことができるとするあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律 19 条 1 項の規定は、憲法 22 条 1 項に違反しないというのが判例の立場である。「以上によれば、本件規定について、重要な公共の利益のために必要かつ合理的な措置であることにつ

いての立法府の判断が、その政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱し、著しく不合理であることが明白であるということとはできない。したがって、本件規定が憲法 22 条 1 項に違反するものということとはできない。」(最判令. 4. 2. 7)。

- 3 誤り。「憲法 22 条 2 項の「外国に移住する自由」には外国へ一時旅行する自由をも含むものと解すべきである」(最大判昭 33. 9. 10)
- 4 正しい。「風俗案内所の特質及び営業実態に起因する青少年の育成や周辺の生活環境に及ぼす影響の程度に鑑みると、本件条例が、青少年が多く利用する施設又は周辺の環境に特に配慮が必要とされる施設の敷地から一定の範囲内における風俗案内所の営業を禁止し、これを刑罰をもって担保することは、公共の福祉に適合する上記の目的達成のための手段として必要性、合理性があるということができ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく風俗営業に対する規制の内容及び程度を踏まえても、京都府議会が上記の営業禁止区域における風俗案内所の営業を禁止する規制を定めたことがその合理的な裁量の範囲を超えるものとはいえないから、本件条例 3 条 1 項及び 16 条 1 項 1 号の各規定は、憲法 22 条 1 項に違反するものではないと解するのが相当である。」
- 5 誤り。旧薬事法による薬局の開設等の許可における適正配置規制は主として国民の生命及び健康に対する危険の防止という消極的、警察的目的のための規制措置である (最大判昭 50. 4. 30)。

問題 9 正解 3

- ア 誤り。憲法 38 条 1 項は、刑事上責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものと解すべきところ、右検査は、酒気を帯びて車両等を運転することの防止を目的として運転者らから呼気を採取してアルコール保有の程度を調査するものであって、その供述を得ようとするものではないから、右検査を拒んだ者を処罰する右道路交通法の規定は、憲法 38 条 1 項に違反するものではない (最判平 9. 1. 30)。
- イ 正しい。未成年の女子との関係を持った者が青少年保護育成条例違反の罪で起訴された事件で、被告人は、同条例が処罰対象としている「淫行」行為が不明確ゆえ、憲法 31 条に違反すると主張した。この点、最高裁は、以下のように述べて同条例は憲法 31 条に違反しないと判断を下している。「本件条例中の「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきではなく、青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似の行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいうものと解するのが相当である。このような解釈は通常の判断能力を有する一般人の理解にも適うものであり、「淫行」の意義を右のように解釈するときは、同規定につき処罰の範囲が不当に広すぎるとも不明確であるともいえないから、本件各規定が憲法 31 条の規定に違反するものではない」(最大判昭 60. 10. 23)。
- ウ 誤り。行為当時の最高裁判所の判例の示す法解釈に従えば無罪となるべき行為を処罰することが憲法三九条に違反する旨をいう点は、そのような行為であっても、これを処罰することが憲法の右規定に違反しないことは、当裁判所の判例の趣旨に徴して明らかであり・・・(最判平 8. 11. 18)。
- エ 誤り。公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる (憲法 36 条)。つまり、拷問や残虐な刑罰は絶対禁止なのである。なお、現行法上認められている「死刑」は、同条の残虐な刑罰に当たらないというのが判例の立場である点にも注意 (最大判昭 23. 3. 12)。
- オ 正しい。強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない (憲法 38 条 2 項)。ただし、自白と不当に長い拘禁又は拘留との間に因果関係の存しないことが明らかに認められる場合の自白は、証拠とすること

ができるとの判例がある（最大判昭30.4.6）。

以上より、正しいものはイとオとなり、正解は3となる。

問題10 正解5

ア 誤り。生存権の法的性質に関する具体的権利説は、国が生存権を具体化する施策をしない場合に、個々の国民は国に対して立法不作為の違憲確認訴訟を提起することができるという立場である。

イ 誤り。国が生存権を具体化する施策をしない場合に国に対して立法不作為の違憲確認訴訟を提起できると解するのは具体的権利説である。立法不作為の違憲確認訴訟とは国会がある法律を制定しない状態が憲法違反であるか否かを裁判所が審査する訴訟であるところ、どのような法律を作るか作らないかは立法権を与えられている国会の権限ゆえ、その点について裁判所が口出しをすることになりかねない右訴訟は三権（国会、内閣、裁判所）それぞれが互いに干渉しないという三権分立の原則に反する可能性があるのである。

ウ 正しい。憲法25条は法的な権利であるが抽象的な規定ゆえ裁判規範性がないので、裁判で、生存権を主張するには生存権を具体化した法律があることが必要となるのである。

エ 誤り。具体的権利説に立っても、憲法25条1項の規定のみを根拠に国に対して生活保護費の支給を求めることはできない。憲法25条1項の規定は、給付請求権を認めるほど具体的な規定ではないからである。

オ 正しい。憲法25条1項中の「健康で文化的な最低限度の生活」なるものは、抽象的な相対的概念であり、その具体的内容は、文化の発達、国民経済の進展に伴って向上するのはもとより、多数の不確定要素を総合衡量してはじめて決定できるものである。その認定基準は、厚生大臣の裁量に委ねられているというのが判例の立場である。つまり、健康で文化的な最低限度の生活のレベルは客観的に決めることができないので、厚生大臣が様々な事情を考慮して決定するものであるというのである。

以上より、正しいものはウとオとなり、正解は5となる。

問題11 正解2

1 誤り。メーデーのための皇居外苑許可申請に対する不許可処分を求めた裁判で裁判所は、本件不許可処分は憲法21条の表現の自由又は団体行動権自体を制限することを目的としたものでない上、公園管理権に名を借りて実質上表現の自由又は団体行動権の制限を図ったものでない、として、本件不許可処分は違法でないとの判断を下した（最大判昭28.12.23）。

2 正しい。公共の施設管理権者が管理権の適正な行使の観点から、その利用を不相当とする事由が認められないにもかかわらず、その利用を拒否できるのは、利用の希望が競合する場合のほかは、施設を利用させることによって他の基本的人権が侵害される危険がある場合である。この危険発生の予見は蓋然性では足りず、明らかに差し迫った危険発生の具体的予見がある点まで要求される。この危険が具体的に発生するか否かの判断は許可権者の主観によって予測されるだけでなく、客観的な事実を照らして具体的に明らかに予測されるものでなければならない（最判平7・3・7）。

3 誤り。主宰者が集会を平穩に行おうとしているのに、その集会の目的や主宰者の思想、信条等に反対する者らが、これを実力で阻止、妨害しようとして紛争を起こすおそれがあることを理由に公の施設の利用を拒むことができるのは、前示のような公の施設の利用関係の性質に照らせば、警察の警備等によってもなお混乱を防止することができないなど特別な事情がある場合に限られるものというべきである（最判平8・3・15）。つまり、公の施設の管理者がその施設使用を拒むことについて正当理由がある場合（不許可にしても違法にならない場合）とは、単にその使用によって危険発生の虞がある場合だけでなく、警察の警備などを施してもなお、混

乱を防止できないであろうという特別事情の存在が必要なのである。

- 4 誤り。原判決は、本条例が集会若しくは集団行進については「道路その他公共の場所」、集団示威運動については「場所のいかんを問わず」というふうに、一般的にまたは一般的に近い制限をなしているから、制限が具体性を欠き不明確であると批判する。しかしやしくも集団行動を法的に規制する必要があるとするなら、集団行動が行われ得るような場所をある程度包括的にかかげ、またはその行われる場所の如何を問わないものとするのは止むを得ない次第であり、他の条例において見受けられるような、本条例よりも幾分詳細な規準（例えば「道路公園その他公衆の自由に交通することができる場所」というごとき）を示していないからといって、これを以て本条例が違憲、無効である理由とすることはできない。（最判昭 35. 7. 20）。つまり、集団行動が行われ得るような場所を包括的に掲げて集団行動を規制したり、場所のいかんを問わずという形で集団示威運動を規制したりする条例は違憲無効ではないというのが判例の立場なのである。
- 5 誤り。最高裁は、集団行動による思想等の表現は、単なる言論、出版等によるものとは異なって、現在する多数人の集合体自体の力、つまり潜在する一種の物理的力によつて支持されていることを特徴とする、との認識を前提にして、地方公共団体が、いわゆる「公安条例」を以て、地方的状況その他諸般の事情を十分考慮に入れ、不測の事態に備え、法と秩序を維持するために必要かつ最小限度の措置を事前に講ずることは、けだし止むを得ない次第であるとしている（最判昭 35. 7. 20）。このような集団の行動の特殊性から、集団行動の自由は純粹の言論の自由よりも強い規制を受ける運命にあると解することができるのである。

問題 12 正解 2

- ア 正しい。教育を受ける権利の性質については、①社会権、②公民権、③子供の学習権、の三つの立場がある。①は、教育の機会平等を実現するために国に対して経済的な配慮を求めることができる権利と捉える。②は、教育とは将来の主権者を育てるのだという点を重視する見解である。国民主権の原理とかかわる立場である。③は、子供が教育を通じて学習し、成長、発達する権利（学習権）である捉える。
- イ 誤り。親権者はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負っている。ここで、普通教育とは学校教育法等による 9 年の普通教育を意味する。よって、親権者が自己の子供を学校教育法等で定められた以外の機関で教育を受けさせても、憲法上の義務を果たしたことになるのである。
- ウ 誤り。教育を受ける権利は、国民が国家に対して合理的な教育制度の整備とそこでの適切な教育を要求するという社会権たる側面のみならず、国家から教育内容について不当な干渉を受けないという自由権的側面もあると解されている。
- エ 正しい。最高裁判決の中には、教育を受ける権利には子どもの学習権という側面がある点を認めているものがある。憲法 26 条の規定には、「・・国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子供は、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している。」（最大判昭 51. 5. 21）。
- オ 誤り。高等学校の教育は、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とするものではあるが、中学校の教育の基礎の上に立って、所定の修業年限の間にその目的を達成しなければならず（学校教育法 41 条、46 条参照）、また、高等学校においても、教師が依然生徒に対し相当な影響力、支配力を有しており、生徒の側には、いまだ教師の教育内容を批判する十分な能力は備わっておらず、教師を選択する余地も大きくないのである。これらの点からして、国が、教育の一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するために、高等学校教育の内容及

び方法について遵守すべき基準を定立する必要がある、特に法規によってそのような基準が定立されている事柄については、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量にもおのずから制約が存するのである（最判平2.1.18）。

以上より、正しいものはアとエとなり、正解は2となる。

問題13 正解3

- 1 誤り。国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である(41条)。
- 2 誤り。両議院は、国民を代表する選挙された議員でこれを組織する(43条)。なお、両議院の議員の定数は、法律でこれを定める点にも注意(同条2項)。
- 3 正しい。両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める(44条本文)。なお、但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない点(同条但書)にも注意。
- 4 誤り。何人も、同時に両議院の議員たることはできない(48条)。
- 5 誤り。衆議院議員の任期は、4年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する(45条)。参議院議員の任期は、6年とし、3年ごとに議員の半数を改選する(46条)。

問題14 正解3

- 1 妥当でない。両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない(50条)。なお、両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける点(49条)、両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない点(51条)にも注意。
- 2 妥当でない。両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の3分の2以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる(57条1項)。なお、両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布しなければならない点(同条2項)、出席議員の5分の1以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない点(同条3項)に注意。
- 3 妥当である。両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする(58条2項)。なお、両議院は、各々その議長その他の役員を選任する点(同条1項)にも注意。
- 4 妥当でない。内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない(53条)。なお、国会の常会は、毎年1回これを召集する点(52条)にも注意。
- 5 妥当でない。予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて30日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする(60条2項)。なお、予算は、さきに衆議院に提出しなければならない点にも注意(同条1項)。

問題15 正解4

- 1 妥当でない。内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない(66条2項)。なお、内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する点にも注意(同条1項)。
- 2 妥当でない。内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ(66条3項)。

なお、右責任は政治的責任である点にも注意。

- 3 妥当でない。衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて10日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする(67条2項)。なお、内閣総理大臣は、国务大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中から選ばなければならない点にも注意(同条1項)。
- 4 妥当である。内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない(79条)。なお、前2条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ点にも注意(70条)。
- 5 妥当でない。国务大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがために訴追の権利は、害されない(75条)。

問題16 正解4

- 1 妥当でない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない(76条2項)。
- 2 妥当でない。最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する(77条1項)。
- 3 妥当でない。裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない(78条)。
- 4 妥当である。最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする79条2項)。なお、前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される(同条3項)点にも注意。
- 5 妥当でない。最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である(81条)。

問題17 正解3

- 1 妥当でない。あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする(84条)。
- 2 妥当でない。内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない(86条)。
- 3 妥当である。予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる(87条1項)。なお、すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない点にも注意(同条2項)。
- 4 妥当でない。公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない(89条)。
- 5 妥当でない。国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない(90条1項)。なお、会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める点にも注意(同条2項)。

＜憲法 多肢選択式＞

問題 18 正解 ア 5 (内容) イ 16 (公益) ウ 10 (萎縮的) エ 3 (21 条 1 項)

ア 本問では表現行為についての規制が問題となっている。

表現行為の規制の方法として、その内容、方法、などが考えられるが、本問では出演映画作品に対して助成金をだすかという問題ゆえ、表現方法に対する規制というよりは、表現内容規制ではないかとの推論がなりたつ。よって、アには「内容」が入る。

イ 一般的な [イ] が害されることを理由とする。

[イ] がそもそも抽象的な概念でとの文脈よりイには「公益」がはいる。

ウ 抽象的な概念であって助成対象活動の選別の基準が不明確にならざるを得ないことから、助成を必要とする者による交付の申請や助成を得ようとする者の表現行為の [ア] に [ウ] な影響が及ぶ可能性があるとの文脈より、不明確が基準での表現活動の規制の問題点を指摘している箇所であることがわかり、その場合、表現者（規制を受ける立場の者）は規制されないように遠慮して表現活動をすることになる。そこから [ウ] には「萎縮的」が入る。

エ 本問は表現の自由の問題であることがわかる。そこから、[エ] には表現の自由の規定である「憲法 21 条 1 項」が入ることがわかる。

＜基礎法学＞

問題 19 正解 2

ア 正しい。本選択肢は「反対解釈」に関する記述である。「反対解釈」とは、規定がない場合、当該事項につき規定のある事項とは反対に扱おうとする解釈である。法文を「反対解釈」すると、「時効の利益は、あらかじめでなければ放棄することができる」となるが、あらかじめでない時効の利益の放棄とは、時効完成後の放棄にほかならない。それゆえ、本肢の解釈は「反対解釈」である。

イ 誤り。「もちろん解釈」とは、文言になくても、法の意図するところから当然であるとする場合、それを含めて解釈することをいう。本選択肢法文によると成年被後見人でさえ成年後見人の同意なくして婚姻ができるのだから、成年被後見人よりも能力の制限が弱い被保佐人であれば、当然に保佐人の同意などなくとも婚姻ができるはずであると解釈するのである。

ウ 誤り。本選択肢は「縮小解釈」に関する記述である。民法 177 条の登記をしなければ不動産に関する物権の得喪および変更を対抗できない「第三者」を、「当事者またはその包括承継人以外の者で、登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有するもの」をいうとする解釈は、文言の意味を文理解釈に比べて狭める「縮小解釈」である。

エ 正しい。本選択肢は「類推解釈」に関する記述である。債務不履行による損害賠償の範囲については民法 416 条の規定があるが、不法行為による損害賠償の範囲については規定がない。しかし、どちらも損害賠償の範囲が問題となっているのであるから、不法行為による損害賠償の範囲についても、民法 416 条の規定を使おうというのである。

オ 誤り。本選択肢は、法律という言葉の意味を通常よりも広げて解釈して、政令、省令、条例、規則など一切の法令を含むとしているのだから、「拡張解釈」をしている。

以上より、正しいものはアとエとなり、正解は 2 となる。

問題 20 正解 4

1 誤り。実行時に犯罪でなかった行為は、その後の法律で犯罪とされた場合でも、溯って処罰

されることはない（憲法 39 条、刑罰法規の不遡及。）

- 2 誤り。我が国の刑法は、「属地主義」を原則としながら、属人主義を併用している（刑法 1 条、3 条）。
- 3 誤り。制定された法令は、施行日から効力を生じる。したがって、公布されただけで効力が生じるわけではない。原則として、公布から、法律については、20 日を経過した日、条例については、10 日を経過した日が施行日となる。なお、公布とは、国民が法令を知ることが出来る状態におかれることをいう。法律の公布は、官報に掲載してなされるのが慣例である。
- 4 正しい。一般法と特別法において、特別法の規定する事項については特別法の効力が優先する。したがって、一般法の方が新たに制定されまたは改正されたときでも、特別法が優先的に適用されることになる。
- 5 誤り。附則において、その法令が失効する期日をあらかじめ定める法令を「限時法」と呼ぶ。しかし、この限時法は、期日以前にその法令を廃止することを禁じるものではない。